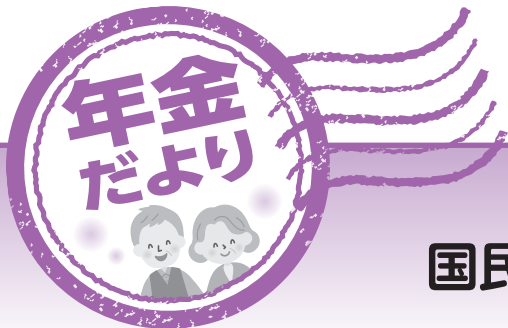




国民年金付加年金制度のお知らせ

国民年金付加年金制度とは…

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月400円）を納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金の年金額（年額）は、200円×付加保険料納付月数となります。

納付できる方

- ・国民年金第1号被保険者
（※保険料免除承認期間中の方と国民年金基金加入者は納付できません）
- ・65歳未満の任意加入被保険者

手 続 き

付加保険料を納付したいときは、国民年金付加保険料納付申出書を役場窓口またはお近くの年金事務所にご提出ください。

付加保険料の納め方

①月々の保険料を納付書で納める場合

後日送付される付加保険料込みの納付書で納めてください。

②国民年金保険料を前納で納付済みの場合

後日送付される付加保険料の納付書で納めてください。

③月々の保険料を口座振替(クレジット)で納める場合

ご指定の口座から付加保険料込みの金額が引き落としされます。ただし、金融機関等への手続き関係で、申出後1か月から2か月は付加保険料の納付書で納めていただく場合がございます。

付加保険料を納める際の留意点

- ・付加保険料の納付は申出月からの開始となります。
- ・付加保険料の納期限は、翌月末日と定められています。
- ・納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。

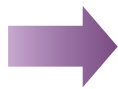
◆問い合わせ先 秋田年金事務所 ☎018-865-2392 健康推進課医療年金係 ☎85-2137
琴丘支所 ☎87-3516 山本支所 ☎83-2115

JAのがん共済が生まれ変わりました!!

広告

旧がん共済

入院日数に応じた保障



新がん共済

入院に限らず様々な
治療をまると保障



詳しいことは、お近くのライフアドバイザーにご相談ください。

JA共済

JA秋田やまもと 共済課 TEL 87-4601 八峰支店 TEL 76-3151